

第2章 仮差押申立・主文事例

1 通常事件の仮差押え

(1) 総 論

① 概 説

仮差押えは、前述したとおり、将来における金銭債権の執行権者的所有に属する動産、不動産債権その他の各種の財産の處あるから、仮処分の場合とは違って、被保全権利はいずれも金発生原因は多種多様であっても、そのことによって仮差押命令を生ずることはない。むしろ、仮差押えの対象である財産の種内容や執行方法に差異が生ずる。そこで、仮差押えについて特徴のある工業所有権に対する仮差押事件については別に取りその他の事件については、一括して論述することとする。

② 目的財産の特定

旧法の下においては、仮差押申請に際して目的動産を特定し

申立て(1)——主文例(1)

継続的商取引契約に基づく売掛代金請求権による場合

印紙

動産仮差押命令申立て書

○○地方裁判所 御中

債権者代理人弁護士
同当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申立ての趣旨

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全す
目録記載の債権額に満つるまで、債務者所有の動産は、
レの持物をもとめます。

- 本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 事例の追加などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(A5判縮小)

命令の申立て、発令ができるかどうかは、従来と同様、解釈問題であり、旧法下でも発令した事例があったが、民事保全法の下でも許されると解される。

なお、管轄裁判所の点で、本案の管轄裁判所は他の裁判所の管轄区域内にある目的物についても仮差押命令を発することができるが、目的物の所在地を管轄する地方裁判所は一般には他の裁判所の管轄区域内にある目的物を併せて仮差押えることはできなくなる。しかし、動産については別で、なんらかの動産がその地方裁判所の管轄区域内にあることを証明すればよく、その地方裁判所の仮差押命令で他の裁判所の管轄区域内にある動産に対して執行をすることも許される(山崎潮・新民事保全法の解説(増補改訂版)162頁)。

③ 請求債権

動産仮差押えにおける被保全権利は、いうまでもなく金銭債権であるが、仮差押命令の申立てにおいては、この請求債権を特定して表示しなければならず、仮差押命令自体においても同じである。この点の特定に欠けると、本案の起訴命令や、本執行への移行あるいは担保取消し等に関連して問題が生ずるおそれがある。実務上

において、請求債権の発生原因や金額を明らかにして特定するはにおいて請求債権を特定表示する必要上、請求債権目録を申立て書に記載する通である。この請求債権目録は、仮差押命令自身にも添付されて関係上、それ自体で請求債権を特定し得るものでなければならぬ。方法については、請求債権目録の記載例を参照されたい。請求債権である場合に主債務の特定を欠いたり、不法行為に基づく損害行為に基づく価額賠償請求権あるいは会社法429条の規定に

事件事実を簡潔に要領よく記載する

月20日締切り、翌月10日現金支払の約定で酒類、清涼飲料水等を継続的に売り渡すことを約定し、以後取引を行って来た(甲1)。
3 継続的取引
債権者は、前項の約定に基づき、債務者に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日までの間に、別紙取引一覧表記載のとおり、洋酒類、清涼飲料水等代金合計251万8300円相当を売り渡した。これに対し、債務者は、内金87万3650円を支払ったのみで、残金164万4650円を支払わなかった(甲2、同3の1ないし23、同4の1ないし6、同6)。
第2 保全の必要性
1 債務者の経営するスナックは、立地条件に恵まれず、固定客が少なかつたところへ、マネージャーの不正行為が加わり、平成〇〇年〇〇月頃から経営が窮屈し、債権者に対しても売掛代金の支払猶予を求めるようになつた。債権者も円滑な取引を

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.2) 252-127



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

仮差押え・仮処分申立て書 起案のためのモデル文例集。

保全処分の申立て事例集

編集 保全処分実務研究会

●権威ある実務書

本書は、現役裁判官で構成された保全処分実務研究会の編集による権威ある実務書です。

●わかりやすい解説

各項目の初めには、実務的な立場から、詳細にわかりやすい解説がしてありますので、解説書としてもご利用いただけます。

●豊富な内容

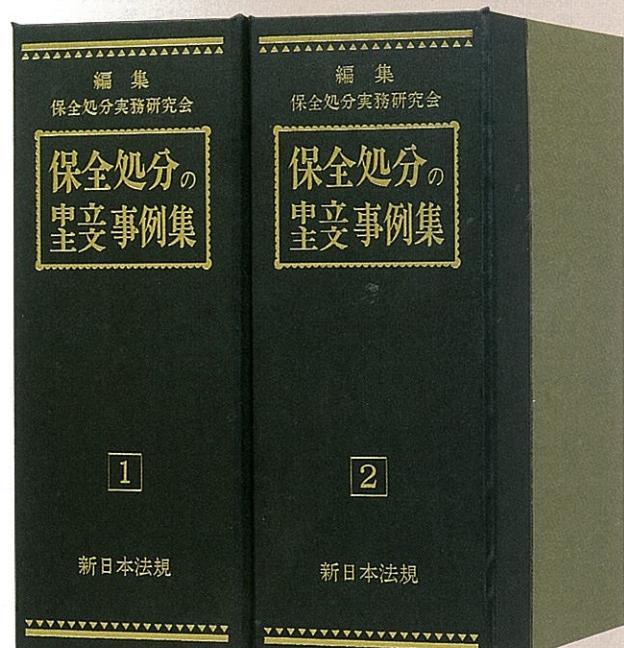
不動産や有体動産などに係わる、いわゆる通常民事事件をはじめとして、商事事件、知的財産権事件、労働事件、行政事件、家事事件などに関する保全処分の実務的手続きについて解説を行うとともに、具体的な申立て・主文例が数多く集められていますので、幅広い、豊富な内容となっています。

●利用しやすい編集

申立てとそれに対する主文例が対応して掲げてありますので、申立ての趣旨や理由作成のポイントが、主文との対比によって的確に掌握でき、また、その表現、用語、留意点についても「注」を付して、より実務的に工夫がしてあります。

加除式・A5判・全2巻・総頁2,526頁
定価14,300円(本体13,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 保全命令の申立てと保全執行に関する手続

1 保全の意義と機能

- (1) 保全の意義
- (2) 保全の機能

2 民事保全の種類

3 保全命令の申立て

(1) 管轄裁判所

- (1) 概説
- (2) 仮差押え
- (3) 仮処分
- (4) 移送

(2) 保全命令の申立て手続

(1) 申立ての方式

(2) 申立て書の記載事項

(3) 申立て書の添付書類

(4) 印紙の貼用

4 保全命令申立てについての審理

(1) 審理の方法

(2) 審査

(3) 審理の内容

- (1) 概説
- (2) 保全すべき権利又は権利関係
- (3) 保全の必要性

(4) 和解

(5) 申立ての取下げ

5 担保

(1) 概説

(2) 担保の機能・性質

(3) 担保額

(4) 担保の提供の方法

(1) 担保の提供の場所

(2) 個別担保と共同担保

(3) 第三者供託

(4) 有価証券による担保

(5) 支払保証委託契約

○支払保証委託契約による立担保の許可申請書記載例

1 一般型

2 第三者契約型

3 第三者契約型許可申請併用型

○担保目録記載例

1 一般型

2 第三者契約型

3 債権者複数・個別担保型

4 債務者複数・個別担保型

5 債権者複数・共同担保型

6 債務者複数・共同担保型

7 第三者契約型・債権者複数・個別担保型

8 第三者契約型・債務者複数・個別担保型

9 第三者契約型・債権者複数・共同担保型

10 第三者契約型・債務者複数・共同担保型

11 債務者複数のうち1名に立てさせる場合

6 保全執行に関する手続

(1) 概説

(2) 民事執行法の適用

(3) 執行機関

(4) 保全執行の特則

(2) 仮差押えの執行

(1) 不動産仮差押え

(2) 動産仮差押え

(3) 債権仮差押え

(3) 仮処分の執行

(1) 占有移転禁止の仮処分

(2) 処分禁止の仮処分

(3) 作為、不作為を命ずる仮処分

○当事者目録の記載例

1 基本形

2 会社の場合

3 住居所不明の場合

4 通称がある場合

5 不動産登記簿上の住所及び氏名が異なる場合

6 破産管財人の場合

7 未成年者の場合

8 外国法人の場合

○請求債権目録の記載例

1 売買代金

2 売掛代金

3 貸金

4 債権譲渡に基づく貸金債権

5 債権引受けに基づく貸金債権

6 準消費貸借契約に基づく貸金返還請求権

7 保証債務の履行請求債権

8 立替金債権

9 求償債権

10 事前求償債権

11 約束手形金

12 敷金（保証金）

13 訴害行為取消権行使による価額賠償請求権

14 不法行為に基づく損害賠償請求権

15 債務不履行に基づく損害賠償請求権

16 商法266条ノ3に基づく損害賠償請求権

17 法人格否認の法理の適用による代表取締役に対する請求権

18 商法80条1項に基づく社員に対する連帯債務履行請求権

19 離婚に伴う慰謝料請求権等

20 清算金

○外貨建債権の記載方法

○差押債権目録の記載例

1 預託金

2 預託金（第三債務者が信用金庫の場合）

3 売買代金

4 売掛代金

5 貸金

6 保証債務の履行請求権

7 敷金（保証金）

8 賃料

9 請負代金

10 運送代金

11 給料、退職金（会社員）

12 債給、退職金（公務員）

13 給料、賃金（月給か、旬給か、日給か不明な場合）

14 取締役等役員報酬（民事執行法152条1項の適用がない場合）

15 給料と役員報酬債権（民事執行法152条1項の適用のあるもの、ないもの双方を仮に差し押さえる例）

16 国会議員の歳費

17 地方議員の報酬

18 診療報酬（社会保険診療報酬支払基金の場合）

19 診療報酬（都道府県国民健康保険団体連合会の場合）

20 預金

21 預金（外貨建預金を含む場合）

22 預金（信託受益権と預金債権の両方を差し押さえる場合）

23 仲介報酬

24 和解金

25 連帯保証人の求償権

26 競売代金交付剰余金

27 配当金

28 供託金

29 保証保証金

30 出資金

31 生命保険金

32 損害保険金

33 抵当権付債権

34 売上金

35 出演料

36 郵便振替払込金払渡請求権

37 供託物

38 電話加入権

39 動産引渡請求権

40 預託会員制ゴルフクラブ会員権

41 持分権

42 MMF（自動継続投資契約）

○物件目録等の記載例

1 土地、建物

2 未登記建物

3 自動車

4 船舶

5 航空機

6 約束手形

7 登記、仮登記

8 鉱業権

第2章 仮差押申立・主文事例

1 通常事件の仮差押え

(1) 総論

(1) 概説

(2) 目的財産の特定

(3) 請求債権

(4) 仮差押解除金額

(2) 動産仮差押え

(1) 概説

(2) 有価証券に対する仮差押え

(3) 動産売買先取特権に基づく動産仮差押え

(3) 債権仮差押え

(1) 差押債権の特定

(2) 差押禁止債権

(3) 保全の必要性

(4) 抵当権付債権の仮差押え

(5) 動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使、保全のための債権仮差押え

(4) 動産引渡請求権仮差押え

(5) 不動産仮差押え

(6) 有価証券に対する仮差押え

(7) 動産売買先取特権に基づく動産仮差押え

(5) 債権仮差押え

(1) 差押債権の特定

(2) 差押禁止債権

(3) 保全の必要性

(4) 抵当権付債権の仮差押え

(5) 動産売買先取特権に基づく物上代位権の行使、保全のための債権仮差押え

(6) 債権仮差押え

(1) 概説

(2) 主文の内容

(3) 保全の必要性

(4) 仮登記上の権利の仮差押え

(5) 電話加入権仮差押え

(6) 航空機仮差押え

(7) 船舶仮差押え

(8) 金庫仮差押え

(9) 保証金仮差押え

(10) 金庫仮差押え

(11) 金庫仮差押え

(12) 金庫仮差押え

(13) 金庫仮差押え

(14) 金庫仮差押え

(15) 金庫仮差押え

(16) 金庫仮差押え